

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地
認定事務施行細則の一部改正について

県土整備部都市整備局宅地安全課

1 概要

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の改正に伴い、土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則の別表の用語の整理及び様式の改正をするものである。

2 改正内容

- （1）別表において「こう配」を「勾配」に改める等の用語の整理を行った。
- （2）別記第1号様式の備考欄において、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改めた。

3 施行期日

令和7年5月26日